

北海道教育大学附属函館中学校 いじめ対策について

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、全ての生徒に関わる問題です。いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、多様性を認め合い、互いに支え合い、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように行われなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域社会、関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなくてはなりません。

(2) いじめの理解

①いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。

- ・「いじめ」にあたるか否かの判断は、常にいじめを受けた生徒の立場に立つことが重要であり、その判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、担任などの特定の教職員だけによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を十分活用して客観的に判断し、対応する。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団等、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- ・インターネットを通じたいじめ等、本人の自覚がない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心理的苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ・生徒が多様性を認め合い、互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

②いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。

③いじめの要因

いじめの要因を考えるにあたっては、次の点に留意します。

- ・いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする。）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなる場合があり、いじめが起こり得る。
- ・いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、生徒の発達段階に応じた「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができずに起こり得る。

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、いじめ解消の見極めにあたっては、学校や保護者のほか、本校の「いじめ・不登校等対策委員会」等を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断するものとします。また、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

【いじめに係る行為が止んでいること】

- ・被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず「いじめ・不登校等対策委員会」等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと】

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人及びその保護者に対し、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

2. いじめの防止等のための役割と取組

全ての生徒のために、本校、教職員、保護者、地域社会、関係機関が連携して、いじめの未然防止に努めてまいります。

（1）学校

- 校長のリーダーシップのもと、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- 教育活動全体を通じ、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりや、他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる絆づくりの取組を進めるとともに、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- 全ての生徒に心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせ、いじめが生まれない環境を醸成する。
- 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- いじめの問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であることから、全職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、いじめを行ったとされる生徒に対しては、事情を確認した

うえで、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。

(2) 教職員

- 生徒への理解を深めるとともに、生徒及び保護者との信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 一人一人の個性を生かした授業や学級経営を通して、自他を尊重する態度の育成に努める。
- 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付けるとともに、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識のもと、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう十分留意する。
- いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」等に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 「いじめ・不登校等対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認のうえ、組織的な対応方針のもと、被害生徒を徹底して守り通す。
- いじめを行った生徒によるいじめを受けた生徒に対する謝罪のみでいじめが解決したものとするのではなく、双方の当事者や周りの生徒が好ましい集団活動を取り戻すよう、継続した取組を進める。

(3) 保護者

- 生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むとともに、発達の段階を踏まえ、必要に応じて自ら範を示すなどして、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等が身に付けさせるよう努める。
- インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び生徒の発達の段階に応じ、その保護する生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- 保護する生徒の生活の様子に変化や不安を感じる兆候があった場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- いじめの問題への対応にあたって、いじめを受けた、またはいじめを行った生徒の保護者、学校

と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めるとともに、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導し、同じ過ちを繰り返すことがないよう、生徒を見守り支える。

(4) 地域社会

- 生徒に対し、その発達の段階に応じた道徳観や規範意識のほか、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ち等を育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 日頃から、生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等の既存の組織を活用するなどして提供する。
- 生徒がいじめを受けている、またはいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該生徒の在籍する学校や保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、生徒の抱える問題の解消に努める。

3. 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項において、学校の設置者またはその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者またはその設置する学校のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとしています。

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の定義

- 重大事態とは、法において、次のように定義されている。

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースなどが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- 「相当の期間」については、年間30日の欠席を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、「いじめ・不登校等対策委員会」

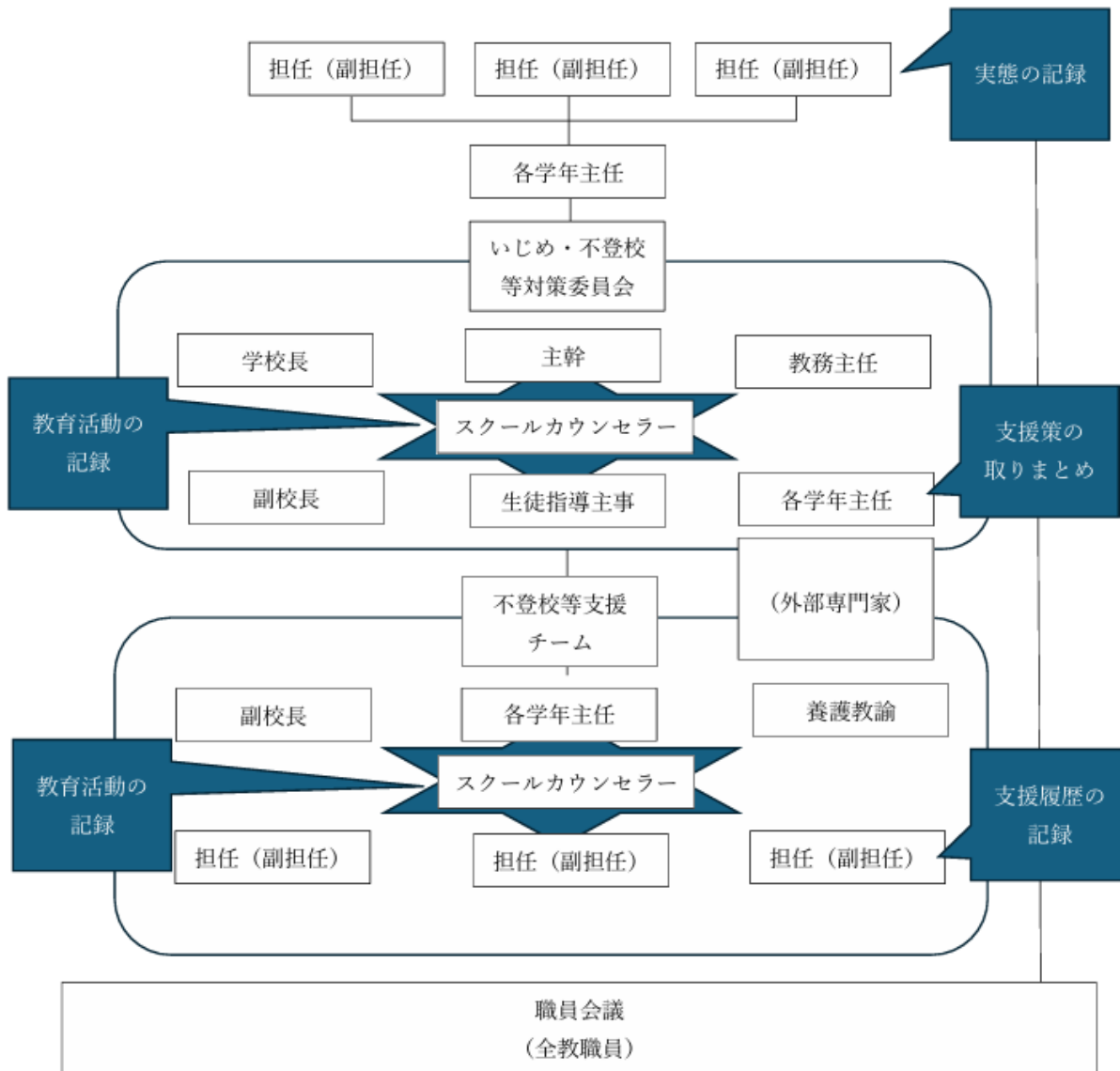
において情報共有を図るとともに、スクールカウンセラー等とも連携しながら対策を講ずる。

- 生徒やその保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の対応

- 重大事態を認知した場合には、ただちに「いじめ・不登校等対策委員会」において対応するとともに、北海道教育大学に報告する。
- いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

4. 校内体制（フロー図）



【いじめ撲滅宣言】

函館市中学校生徒会協議において、平成7年12月19日に「いじめ撲滅宣言」（以下、「本宣言」という。）が制定されています。本校においても、本宣言を校内掲示し、いじめが起こらない学校づくりを引き続き進めてまいります。

私たち一人一人は、かけがえのない人間です。

いじめは、心豊かで生き生きとした学校生活を奪い、命も奪いかねない重大な人権侵害であることを深く認識し、いじめ撲滅に向けて一人一人が行動を起こすために、次のことを宣言します。

- 一 私たちは、互いに認め合い思いやりのある発言・行動をします。
- 一 私たちは、仲間として、絶対にいじめを「しない」「させない」「見逃さない」「傍観しない」そして、いじめに立ち向かう勇気を持って行動します。
- 一 私たちは、公共のルールやマナー、情報モラルを遵守した生活をします。